

北関東の
経営者様限定

使用者側弁護士が教える労務対策

問題社員対応

無断欠勤・遅刻を続ける社員

やる気がない、成果が上がらない社員

このような方はぜひ本セミナーにご参加ください！

- 問題社員への対応方法に悩んでいる。
- やる気や生産性に問題のある社員の扱いに困っている。
- 勤怠が不良な社員、度々連絡のつかなくなる社員がいる。
- 退職勧奨をしようと思う社員がいる。

参加費用
無料!

オンライン	2023年 6月13日	火	10:00~11:45 Web会議システム「Zoom」
オンライン	2023年 6月15日	木	10:00~11:45 Web会議システム「Zoom」
オンライン	2023年 6月21日	水	10:00~11:45 Web会議システム「Zoom」



・Web会議システム「Zoom」を使用して実施します。
ご参加には、パソコン、タブレット、スマートフォンなどの端末と、インターネット環境が必要です。
また、全日程とも同一の講義内容になります。

講師

上野俊夫法律事務所 弁護士 上野 俊夫



【講師プロフィール】群馬県高崎市で生まれ東京都で育つ。
平成14年に司法試験に合格し、前橋市の法律事務所
勤務後、平成20年に館林市で上野俊夫法律事務所を設立。
設立以来、使用者側の労働問題を数多く取り扱う。
社労士会、市役所、公立病院での研修講師なども務めている。
令和2年度より、館林商工会議所の顧問弁護士に就任。
一橋大学大学院国際企業戦略研究科修了(労働法ゼミ)

【所属】群馬弁護士会、館林、太田、桐生、伊勢崎、
佐野商工会議所
【講演歴】館林市役所、太田市役所、羽生市商工会、
群馬県社会保険労務士会 太田支部、
栃木県社会保険労務士会 県南支部、他多数
【メディア】読売新聞、毎日新聞、上毛新聞、他多数



セミナーのポイント

01. 3種類の解雇と使い分け(懲戒解雇・普通解雇・整理解雇)
02. 問題行動で解雇できる条件と、できない際の退職勧奨手法
03. 会社の指示に従わない社員に対して企業がすること
04. 連絡が取れない社員・無断欠勤が続く社員の解雇の方法

過去のセミナーの参加者の声

- 「現在の業務に大変参考になりました。」
- 「具体的な説明でわかりやすかったです。」
- 「各事例に具体性があり、実際に問題発生した場合対応できそう。」
- 「説明が実践に基づいているので分かりやすかった。」

当事務所のセミナーが選ばれる理由

- ① 使用者側を手掛けている弁護士が時流に沿った労務トラブルを取り上げます！
- ② 大学院で労働法を専攻した弁護士が責任をもって講師を務めます！
- ③ 実際の紛争トラブルを踏まえた具体的な事例を解説します！
- ④ オンライン形式なので気軽に参加できます！

参加費用
無料!

参加特典

今回のセミナーにご参加の方へ
特典がございます。

- 01 無料法律相談(初回30~50分)
- 02 問題社員対応リスクの無料診断
- ▼さらに、セミナーを機に顧問契約をお申し込みいただいた場合
- 03 無料での管理職向け労務管理セミナー実施
- 04 過去のセミナー、研修のテキストをご提供

セミナーのお申し込みはウェブ申込フォーム、またはFAXで送信ください (FAX:0276-56-4735)

【パソコン・スマートフォンから】

QRコード



上野俊夫法律事務所 企業法務



で検索!

<https://komon-uenolaw.com/seminar/>

【FAX用お申し込みフォーム】

貴社名		ご担当者様名	フリガナ
ご参加者様名	フリガナ	役職名	
ご住所			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス	必須		
参加されるセミナーに✓を付けてください。			
<input type="checkbox"/> 【オンライン】6月13日(火) 10:00~11:45		<input type="checkbox"/> 【オンライン】6月15日(木) 10:00~11:45	
<input type="checkbox"/> 【オンライン】6月21日(水) 10:00~11:45			

お申し込み・お問い合わせ先/上野俊夫法律事務所

〒374-0024 群馬県館林市本町2-2-14 アドホック館林2F

TEL:0276-56-4736 FAX:0276-56-4735 URL:<https://www.komon-uenolaw.com>



※問題社員とは違法行為をしたり正当な業務命令に従わない社員等をいうものです。社員の人格は最大限尊重されるべきで、違法行為と人格は別のものであり、問題社員という言葉は、社員の人格を非難するものではありません。